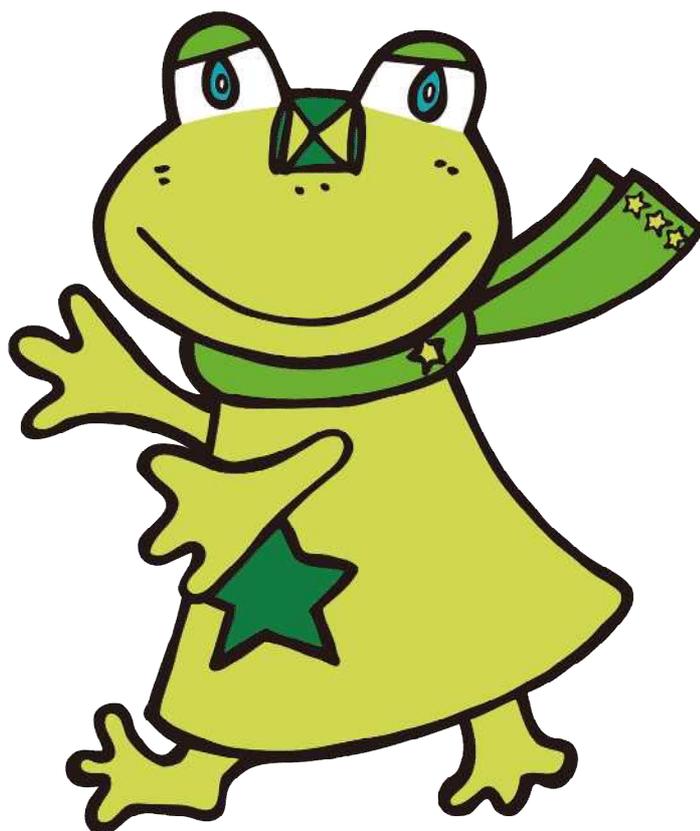


令和7年度
固定資産税（償却資産）申告の手引き



（蕪崎市のイメージキャラクター：ニーラ）

申告期限 令和7年1月31日（金）

申告期限間近になりますと、窓口が大変混雑いたしますので、なるべく令和7年1月17日（金）までの申告にご協力ください。
郵送や電子申告による償却資産申告書のご提出にご協力ください。

【目次】

I	償却資産について・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ページ
II	償却資産の申告に際して・・・・・・・・・・	10 ページ
III	償却資産の課税及び評価について・・・・・・・・	13 ページ
IV	償却資産のQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・	15 ページ
V	償却資産申告書等の記載方法・・・・・・・・	16 ページ
VI	耐用年数表（抜粋）・・・・・・・・・・	21 ページ

I 償却資産について

1 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものも含む。）をいいます。

具体的には、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品等をいいます。

償却資産を種類ごとに例示しますと、次のようになります。

資産の種類		内 容
1 構築物	構 築 物	駐車場の舗装、緑化施設の外構工事、看板(広告塔等)、堀、庭園、上下水道等
	建物附属設備	自家用発電設備、受変電設備、特定の業務用設備等 (「5 建物附属設備・特定附帯設備の取扱について」参照)
2 機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備等
3 船 舶		ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4 航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車(分類番号が「0、00～09 及び 000～099」、「9、90～99 及び 900～999」の車両)、構内運搬車等、貨車、客車等
6 工具、器具及び備品		パソコン、商品陳列棚、応接セット、医療機器、理容及び美容機器、各種工具、その他営業用備品等

※ 次のような資産も1月1日現在、事業を営むうえで使用することができる状態であれば申告の対象となります。

- (1) 建設仮勘定で経理されている資産
- (2) 決算期以後1月1日までの間に取得された資産
- (3) 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- (4) 償却済資産(減価償却を終えた資産)
- (5) 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- (6) 未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼働していない資産)
- (7) 資産の所有者が、他の者に貸付けその貸付先で事業の用に供されている資産
(ただし、その所有者が資産の貸付を事業としている場合は、貸付けられた資産が貸付先で事業の用に供されていると否とにかかわらず申告が必要です。)
- (8) 取得価格が20万円未満の資産でも税務会計上固定資産勘定に資産計上されている資産
(ただし、①耐用年数が1年未満の償却資産 ②取得価格が10万円未満の償却資産で、税務会計上、一時に損金又は必要な経費に算入されたもの ③取得価格が20万円未満の償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却し、一括して損金又は必要な経費に算入されたものは、償却資産の申告の対象にはなりません。)
- (9) 取得価格が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産
なお、少額資産の取扱いについては、9ページの一覧表にてご確認ください。
- (10) 償却をしていない資産(赤字決算などで減価償却を行わない場合)

業種別の主な償却資産

業種名	主 な 償 却 資 産
各業種に共通する償却資産	パソコン、コピー機、キャビネット、屋外上下水道工事、看板（広告塔、案内板）、外構、舗装路面、緑化施設、駐車場設備等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、福利厚生設備、貯水設備等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈り機、ボール洗浄機、集玉設備等
建 設 業	ブルドーザー、フォークリフト(軽自動車税の対象を除く)、大型特殊自動車、発電機、コンクリートカッター等
娯 楽 業	パチンコ機、パチンコ機取付台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、還元機等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、舗装路面、ボイラー等
小 売 業	陳列棚、商品陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、日よけ等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール、テレビ等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、手術台、血圧検査器具）、各種キャビネット等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業	門、塀、緑化施設等、駐車場等の舗装及び機械設備、自転車置き場等
駐 車 場 業	機械式駐車場設備、外壁を有しない立体駐車場、舗装路面、駐車料金自動計算装置等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、屋外配線・配管等

※ ビルの一室等を借り受け、ご自分で施工された内装と設備一式は、償却資産に該当します。詳しくは7ページをご覧ください。

※ 自己所有の建物を通常の維持管理の必要から改修された場合の費用は、家屋の評価に含まれておりますので、償却資産としての申告の必要はありません。

3 リース資産について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人（会社）に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人（会社）に申告していただく場合があります。

大きく分類するとリース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は、次の表のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
<通常の賃貸借契約によるリース資産> 特徴：賃貸期間が自由に選択できる、期間満了と同時に資産をリース会社が回収する場合など。	× （申告不用）	○ （資産の所在する市町村へ申告）
<実際の売買にあたるようなリース資産> 特徴：リース期間終了後に資産が使用者の所有物となるような場合など。	○ （自己の資産として申告が必要）	× （申告不用）

※ リース会計基準の変更に伴い、平成 20 年 4 月 1 日以後に契約を締結する「所有権移転外ファイナンスリース取引」が税務会計上は売買契約として扱われ、借り手が減価償却を行う者になる場合が生じますが、償却資産では、これまでどおり、リース資産の貸し手（リース会社）が法的な所有者とみなされますので、申告時にはご注意ください。

また、所有者移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産については、所有者（リース会社）が該当資産を取得した際における取得価格が 20 万円未満である場合は、申告対象外となります（平成 20 年 4 月 1 日以降の契約分から適用）。

4 土地と償却資産の区分

- 舗装道路すなわち道路の舗装部分（道路建設費のうち舗装部分の造成に要した費用）及び工場の構内、駐車場の舗装部分は、構築物として償却資産となります。
- 立木、果樹、野菜等は、償却資産の課税客体に含まれませんが、緑化施設等は償却資産となります。

【土地と償却資産との区分の例示】

区分の例示	償却資産として取り扱う	土地として取り扱う
土地について施工した防壁、石垣積み等の費用	会計上土地の取得価額に算入しないで、構築物の取得価額とした場合	会計上その土地の取得価額とした場合
砂利道等	表面に砂利、碎石等を敷設した道路及び路面	
緑化施設	生垣、緑化の用に供する散水用配管、排水溝等の土木施設、庭園等	
工場用地等の土木費	独立の構築物として企業が減価償却を行った場合	工場用地、道路建設等土地の利用のためにした土木工事

5 建設附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 建物附属設備の家屋と償却資産の区分について

自己所有家屋に取り付けた建設附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により償却資産と家屋とに区分して課税されます。

償却資産とするもの・・・単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、又は独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの・・・家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、屋内ガス設備、屋内給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

※ ただし、家屋として課税するこれらの設備を借り受けた家屋に取り付けた場合（特定附帯設備といいます。（2）参照）は、償却資産になり、これらの設備の所有者の方に課税されます。

【建物附属設備の家屋と償却資産の区分】

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
受変電設備	設備一式（キュービクル等）	-
予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備	-
動力配線工事	特定の生産又は業務用動力配線設備一式	左記以外の設備
電灯コンセント 配線設備	-	分電盤、配管、配線、スイッチ、コンセントなど
電灯照明設備	屋外照明設備	屋内の電灯照明設備
電話設備	電話機、交換機等装置	配線・配管
給水設備	屋外の給水設備、特定の生産または業務用給水設備	左記以外の設備
排水設備	屋外の排水設備、特定の生産または業務用排水設備	左記以外の設備
衛生器具設備	-	屋内衛生器具設備（便器・洗面化粧台・浴室など）
ガス設備	屋外のガス設備、特定の生産または業務用ガス設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコン（取り外しの容易なもの）	パッケージエアコン（家屋と一体となっているもの）
厨房・洗濯設備	顧客の求めに応じる（百貨店・旅館・飲食店・病院等）サービス設備	左記以外の設備
内装	簡易間仕切り・カーテン・ブラインド・郵便受け	床・壁・天井等

※ 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

(2) 借家にテナントの方が取り付けした特定附帯設備について

特定附帯設備とは、賃貸ビルなど借り受けて事業をされている方（テナント）が自らの事業を営むために取り付けした電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床などの仕上げ及び建具、配線・配管等のことをいいます。

特定附帯設備は、テナントの方に償却資産として固定資産税が課税されます

【家屋と償却資産の区分表】

番号	設備等の内容	家屋の所有関係			
		自己所有		借家	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	受変電設備、発電設備、蓄電池設備		○		○
2	中央監視制御装置、電話交換機		○		○
3	ルームエアコン（家屋と構造上一体であるものを除く）		○		○
4	広告塔、ネオンサイン、スポットライト、袖看板		○		○
5	家屋から独立した給水塔・煙突、屋外に埋設されたガス・水道等の配管		○		○
6	電気設備（1、2に該当するものを除く）	○			○
7	給排水設備、衛生設備、ガス設備（5に該当するものを除く）	○			○
8	冷房、暖房、通風設備（5に該当するものを除く）	○			○
9	昇降機設備	○			○
10	消火設備、排煙設備、災害報知設備	○			○
11	エアカーテン又はドア自動開閉設備	○			○
12	床、壁、天井等仕上げ	○			○

※ 次のような特定の生産又は業務用設備については、上記の区分に関わらず、償却資産として課税されます。

① 特定の生産用設備

- 例・工場における機械の動力源としてボイラー、動力配線、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管
- ・紡績業、精密機械工業、フィルム製造業等における製造工場内の空調設備及び集塵設備

② 特定の業務用設備

- 例・工場等の生産ライン用リフト及びベルトコンベアー設備
- ・冷凍・冷蔵倉庫、製氷業、アイススケート場の冷凍・冷蔵設備（配管を含む）
 - ・ホテル、旅館、飲食店、病院等における顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備又は衣類の洗濯をする洗濯設備等のサービス設備
 - ・映画館、演劇場、興行場のスクリーン（映写用）設備、スポットライト、スピーカー及びフィルム処理設備
 - ・証券会社に設けられる株式価格表示設備

6 取得価格と耐用年数

(1) 取得価格

取得価格とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、購入手数料、関税、据付費など、その償却資産をその用途に供するために直接要した費用を含みます。

また、共有の場合は、各共有者の持ち分を合算したものとなります。

取得価格の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。つまり、消費税を取得価格に含めて税務会計を行っている場合（税込経理方式）は、消費税を含めた取得価格で申告していただくことになります。

ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、圧縮前の金額を記入してください。

(2) 耐用年数

原則として法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

法定耐用年数・・・通常はこの耐用年数により申告します。詳しくは 21 ページの「耐用年数表（抜粋）」（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表より抜粋）をご覧ください。

中古見積耐用年数・耐用年数省令第 3 条の規定により見積もった耐用年数をいいます。

短縮耐用年数・・・法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付して提出してください。

※法人税又は所得税における減価償却率の償却方法を定率法から定額法に変更し、法定耐用年数より短い耐用年数を適用した場合でも、固定資産税（償却資産）は法定耐用年数を使用してください。

※平成 20 年度の税制改正で「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われました。改正後の耐用年数は平成 21 年度より適用されます。平成 20 年度までは改正前の耐用年数に応じた減価残存率、平成 21 年度からは改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用して算出することになります。

7 増加償却

増加償却とは、法人税法又は所得税法の規定により、機械及び装置について通常の使用時間を超えて使用する場合に、償却限度額を一時的に増加させることです。

所管税務署長に届出書を提出することにより増加償却が認められた資産は、償却資産についても増加償却が適用されますので、償却資産申告書とともに税務署長への届出書の写しを提出してください。

ただし、租税特別措置法において規定されている特別償却・割増償却は、償却資産については認められていませんのでご注意ください。

償却資産に対する課税について、国税と比較すると次のとおりです。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却方法	定率法のみ (減価率は平成19年3月31日以前取得資産に適用した「旧定率法」で使用する償却率と同じ)	一般の資産は、定率法・定額法の選択制度 (平成10年4月以降に取得された建物は定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却、割増償却 (租税特別措置法)	認められません。	認められます。
増加償却(所得税、法人税)	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価格(1円)まで
改良費 (資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の資産)	損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外です(※1)。	損金加入が可能 (法人税法施行令第133条) 必要な経費に算入する扱い (所得税法施行令第138条)
一括償却資産 (取得価格が20万円未満の減価償却資産)	損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外です(※2)。	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能 (法人税法施行令第133条の2) 所得税法施行令第139条)
中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された30万未満の減価償却資産	<u>課税対象になります(※3)。</u>	損金又は必要な経費に算入が可能 (租税特別措置法第28条の2) 同法第67条の5)

※1 法人の方は本来の耐用年数を用いた毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ、申告ください。また、個人の方は平成11年1月1日以後に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、申告の対象とはなりません。

※2 本来の耐用年数を用いた毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ、申告ください。

※3 中小企業者等に該当する法人(資本金若しくは出資金の金額が1億円以下又は従業員数が1,000人以下)又は個人の青色申告者の方が、令和8年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、国税では「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」が適用となるものであっても、固定資産税にはその特例が適用されませんので申告の対象となります。なお、取得価格が10万円未満で「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」を適用できるものは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

Ⅱ 償却資産の申告に際して

1 申告していただく方

毎年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

所有権留付売買資産については、売主及び買主の共有物とみなされ(地方税法第342条第3項)、売主及び買主は、その償却資産の固定資産税について連帯納税義務を負います(地方税法第10条の2第1項)。なお、原則として買主の方が申告してください。

また、申告していただく際には、以下の点にご留意ください。

- 前年中に資産の増減がない場合でも、必ず申告をお願いします。
- 前年中に休業又は廃業された方、事業を行っていても償却資産をお持ちでない方は、その旨を申告書の備考欄に記入して提出ください。

2 提出書類

償却資産の申告方法には、1月1日(賦課期日)現在に所有している全ての資産を申告していただく全資産申告と前年中に増加又は減少した資産を申告していただく増減申告があります。

	申告対象者	申告の方法	提出書類
全資産申告	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降、新規に事業を開始された方 ・初めて申告される方 ・自社の電算処理により申告される方 	申告書に所定の事項を記載し、種類別明細書に1月1日現在に所有している全ての償却資産を記載のうえ申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書 ・種類別明細書 (増加資産・全資産用)
増減申告	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日から令和7年1月1日の間に資産の増減があった方 	申告書に所定の事項を記載し、種類別明細書に増加又は減少した償却資産を記載のうえ申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書 ・種類別明細書 (増加資産・全資産用) ・種類別明細書 (減少資産用)
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日から令和7年1月1日の間に資産の増減がなかった方 	申告書に所定の事項を記載し、 <u>備考欄の『2. 増減なし』</u> に○をつけてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書

※ 申告書を郵送で提出される方で、申告書の控えに受付印が必要な方は、申告書控用(コピー可)を作成のうえ、返信用封筒(切手を貼り送付先を記入)を同封してください。

※ 次に該当する資産がある場合に提出していただくもの

- 課税標準の特例該当資産を取得した場合
 - ・・・・課税標準特例該当資産届出書・事実を証明する書類(写)
- 非課税該当資産を取得した場合・・・非課税適用申告書・事実を証明する書類(写)
- 短縮耐用年数を適用する場合・・・国税局長の承認通知書(写)8ページ参照
- 増加償却をする場合・・・税務署長への届出書(写)8ページ参照
- 減免該当資産を所有した場合・・・減免申請書・事実を証明する書類(写)

これらの書類を提出される場合は、申告書の18備考欄に添付資料の名称を記載ください。

3 マイナンバー（個人番号）の取扱いについて

社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、申告書の提出にあたって、マイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合、法律に基づいた本人確認（身元確認及び番号確認）を**毎回**行います。

マイナンバーを記載した申告書を窓口で提出される場合は、下記の身元確認書類及び番号確認書類を提示してください。

提出者	本人	代理人	税理士
身元確認書類（注）	マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、身体障害者手帳、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 の中から1点 または 社員証、学生証等 の中から2点	マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、身体障害者手帳、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 の中から1点（代理人のもの） または 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、社員証、学生証等 の中から2点（代理人のもの） と 委任状 法定代理人であることを証する書類	財務代理権限証書 と 税理士証票 （税理士事務所の職員の場合は、税理士証書の写し）
番号確認書類（本人のもの）	マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し（本人以外の方が提出する場合は写し） の中から1点		

（注）：身元確認書類においては、有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

4 提出期限

令和7年1月31日（金）です。

申告期限間近になりますと、窓口が大変混雑いたしますので、なるべく令和7年1月17日（金）までの提出にご協力をお願いします。

5 提出先

下記の提出先にご提出ください（FAXによる申告は受け付けることができません）。

郵送や電子申告（eLTAX:エルタックス）による提出にご協力をお願いします。

○ 提出先：**葦崎市 税務収納課 資産税担当**

〒407-8501 葦崎市水神一丁目3番1号

TEL 0551-45-7032(直通)

6 電子申告（eLTAX：エルタックス）を利用して申告される場合

本市では、電子申告システムを利用した償却資産の申告を受け付けています。
電子申告にはこんなメリットがあります。

- 1) オフィスや自宅からインターネットを通じて簡単に手続きができます。
- 2) 複数の地方公共団体への申告について、まとめて一度に手続きができます。
※ただし、電子申告システムサービスを開始している団体に限ります。）
- 3) 市販の税務・会計ソフトでもそのまま申告手続きができます。
※ただし、eLTAX の対応ソフトに限ります。

電子申告システムの利用方法に係る操作方法等は、下記にお問い合わせください。

- 問合せ先：エルタックスホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)
ヘルプデスク電話番号 TEL0570-081459 (IP 電話等の場合 03-5521-0019)
ヘルプデスク受付時間 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

7 申告書等の記載方法

償却資産申告書(緑色)・・・・・・・・・・・・・・・・	16 ページ参照
種類別明細書 増加資産・全資産用(緑色)・・・・・・・・	17 ページ参照
種類別明細書 減少資産用(赤色)・・・・・・・・	18 ページ参照
課税標準特例該当資産届出書・・・・・・・・	19 ページ参照
非課税適用申告書・・・・・・・・	20 ページ参照

8 記載の仕方がわからないとき

この申告について、不明なことがありましたら、税務収納課 資産税担当までご相談ください。
なお、申告用紙と次の書類をお持ちいただければ、その場で申告を済ませることができます。

- 《個人の場合》 ・青色申告決算書等所得税申告書の付属書類及び添付書類
・その他 減価償却資産の明細の分かる書類
- 《法人の場合》 ・減価償却資産明細書 ・法人税申告書の別表 16 表
・その他 減価償却資産の明細の分かる書類

9 実地調査のお願い

申告書の内容が適正であることを確認するため、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づき、決算書や帳簿類を閲覧させていただく**実地調査**を行う場合があります。
調査の際には、ご協力をお願いします。

10 不申告、虚偽の申告をされた場合

本市では、ご提出いただいた申告書の内容について、前記の実地調査のほか各種の調査を行っております。適正・公平な課税のため、これらの調査によって、新たに申告が必要な方や申告された内容を修正する必要がある方に対して、所要の手続きを行っております。

なお、正当な理由がなく申告されない場合や虚偽の申告をされた場合は、地方税法等(地方税法第 386 条及び 385 条、蕪崎市税条例第 77 条)の規定により過料又は罰金等が科されることがあります。また、資産を本来申告すべき年度に申告されなかった場合には、過去に遡って課税されるほか、その不足税額に対する延滞金を徴収されることがありますので、あらかじめご了承ください。

Ⅲ 償却資産の課税及び評価について

1 償却資産の評価方法

償却資産の評価額は、固定資産評価基準に基づき、資産の取得時期、取得価格及び耐用年数をもとにして、資産一品ごとに次の計算式により算出します。

21 ページ以降に耐用年数表（抜粋）を添付してありますので、ご確認ください。

【評価額の算出方法】

前年中に取得した資産	評価額＝取得価額 × (1－減価率/2)
前年前に取得した資産	評価額＝前年度評価額 × (1－減価率)

※1 減価率/2 の計算をして得た数値について、小数点以下第 3 位未満は切捨てします。

※2 償却資産にかかる評価額の最低限度額は、取得価額の 100 分の 5 に相当する額です。

計算例

取得価格 5,000,000 円、取得年月 令和 6 年 4 月、耐用年数 3 年の資産の場合

※耐用年数 3 年に応じる減価率は 0.536（下記の「減価率表」参照）

令和 7 年度 5,000,000 円 × (1 - 0.536 ÷ 2) = 3,660,000 円

令和 8 年度 3,660,000 円 × (1 - 0.536) = 1,698,240 円

令和 9 年度 1,698,240 円 × (1 - 0.536) = 787,983 円

令和 10 年度 787,983 円 × (1 - 0.536) = 365,624 円

令和 11 年度 365,624 円 × (1 - 0.536) = 169,649 円 < 250,000 円

※令和 11 年度以降は取得価格の 5%（250,000 円）を下回りますので、以降は 250,000 円になります

減価率表

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
年		年		年	
		11	0.189	25	0.088
2	0.684	12	0.175	30	0.074
3	0.536	13	0.162	35	0.064
4	0.438	14	0.152	40	0.056
5	0.369	15	0.142	45	0.050
6	0.319	16	0.134	50	0.045
7	0.280	17	0.127	55	0.041
8	0.250	18	0.120	60	0.038
9	0.226	19	0.114		
10	0.206	20	0.109		

※固定資産評価基準の別表第 15 の「耐用年数に応じる減価率表」

2 納税義務者・課税標準額・免税点・税額

(1) 納税義務者

毎年1月1日現在の償却資産の所有者をいいます。

(2) 課税標準額

賦課期日現在の評価額が課税標準となります。

ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、その償却資産の価格に特例率を乗じたものが課税標準になります。

(3) 免税点

課税標準となるべき額の合計が150万円未満の場合には課税されません。

ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

(資産を共有している場合は、共有名義で税額の計算及び免税点の判定を行います。)

(4) 税額

$$\begin{array}{rcccl} \text{税} & \text{額} & = & \text{課税標準額の合計} & \times & \text{税率} \\ (100 \text{ 円未満切捨}) & & & (1,000 \text{ 円未満切捨}) & & (100 \text{ 分の } 1.4) \end{array}$$

3 課税標準の特例について

地方税法第349条の3、349条の3の4、同法附則第15条、第15条の2、第15条の3及び旧同法附則第64条の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。

このような資産をお持ちの方は、償却資産申告書、**課税標準特例該当資産届出書**及び特例の対象となる事実を証明する書類(写)等を提出してください。

(例) 公共の危害防止用施設・設備、中小事業者等が新規取得した先端設備等

4 非課税について

地方税法第348条第2項の規定等により、一定の要件を備える償却資産については、非課税が適用され固定資産税が軽減されます。

このような資産をお持ちの方は、償却資産申告書、**非課税適用申告書**、非課税の対象となる事実を証明する書類(写)等を提出してください。

(例) 宗教法人が専らその本来の用に供する境内地、保安林等

5 減免について

蕪崎市税条例等により、一定の要件を備える償却資産については、減免が適用され固定資産税が軽減されます。このような資産をお持ちの方は、償却資産申告書、**減免申請書**、減免の対象となる事実を証明する書類(写)等を提出してください。

(例) 災害等により滅失、損害を受けた固定資産等

6 納税について

4月中旬に納税通知書と納付書を送付しますので、金融機関等で納付をお願いします。納期は5月・7月・12月・翌年2月の年4回です。

免税点未満の場合は、納税通知書等は送付されません。

また、過年度において申告すべきであった資産について、遡って課税となった場合の納期は1回になります。

※固定資産税（償却資産）の納付は、便利な「口座振替」をご利用ください。

口座振替のお申込みは、金融機関及び本市で行うことが出来ます。詳しくは、税務収納課 収納推進担当 0551-45-7043（直通）にお問い合わせください。

7 課税台帳の閲覧について

固定資産課税台帳は提出期限までに提出された申告書に基づいて作成されます。固定資産課税台帳を閲覧される際は、税務収納課資産税担当の窓口で閲覧申請を行ってください。令和7年度の閲覧は、4月から5月までの2か月を予定しております。閲覧申請の際の留意事項は次のとおりです。

- 固定資産課税台帳を閲覧できる関係者の範囲について
納税義務者、納税義務者と同居の親族、納税管理人、代理人等
納税義務者以外が閲覧する場合は、委任状が必要です。
※法人所有の資産について社員の方等が閲覧する場合は、代表者からの委任状又は代表者印のある申請書が必要です。
- 官公署発行の写真付きの本人確認書類（運転免許証など）を持参ください。

IV 償却資産についてのQ & A

下記は、よく質問のあるものについてですので、参照ください。

Q 申告漏れ資産としては、どのようなものが多く見受けられますか？

A 例えば、「受変電設備」「中央監視制御装置」「自家発電設備」「蓄電池設備」「屋外電気設備」「工場等の動力配線設備」「社員食堂、飲食店業、病院等の厨房設備」「アスファルト舗装、門、堀、側溝、緑化施設、看板」「外構工事」「屋外に敷設された上下水道」等が見受けられます。

Q 小さな店で、固定資産税のうち償却資産で課税になったことは、一度もありませんが、申告をしなければなりませんか？また申告をしないと罰則の適用はありますか？

A その方が所有している償却資産の合計額（各評価額の合計額）が免税点未満であっても、1月1日現在において償却資産を所有している場合は、その償却資産の所在する市町村長に対して、償却資産の申告をしなければなりません。申告をされない場合には、地方税法第386条及び蕪崎市税条例第77条の規定により過料を科される場合があります。

Q 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却を終わった減価償却資産も、固定資産税の課税客体である償却資産に該当しますか？

A 償却済となった資産でも、事業の用に供することができる状態におかれている限り、償却資産に該当します。なお、税務会計上における耐用年数は、物理的減価のみならず、経済的陳腐化をも考慮して定められています。ですから、償却済となった資産でも、必ずしも事業の用に供することができないというわけではありません。

記入例

償却資産の申告をされる必要のあるすべての方の記入方法(第26号様式(緑))

○本枠で囲まれた各項目(1～15)の内容を記入してください。

1 令和7年1月00日

2 住所
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

3 氏名
代表取締役 藤崎 太郎

4 個人番号又は法人番号
1000001

5 事業種目
印刷業

6 事業開始年月
昭和60年4月

7 この申告に添付する者の印及び氏名
藤崎 太郎
税理士 藤崎 太郎

8 税理士等の氏名
税理士 藤崎 太郎

9 償却資産の種類

資産の種類	前年中に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	前年中に減少したもの(ニ)
1 構築物	2,300,000		2,300,000	0
2 機械及び装置	6,000,275		6,000,275	0
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び器具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計	9,900,275	1,000,000	1,600,500	2,200,500

10 償却資産の取得価格

資産の種類	取得価格(イ)	取得価格(ロ)	取得価格(ハ)	取得価格(ニ)
1 構築物	2,300,000		2,300,000	0
2 機械及び装置	6,000,275		6,000,275	0
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び器具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計	9,900,275	1,000,000	1,600,500	2,200,500

11 所在地
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

12 借入資産
借入資産 (有・無) 無

13 借入資産の名称等
固定リース(株) 藤崎市本町一丁目〇番△号 電話 0551-22-〇〇△×

14 事業所用家屋の所有区分
自己所有 (有・無) 有

15 税務代理権限証書添付あり
該当する項目に〇をつけてください。
① 資産の増減あり
② 増減なし
③ 該当資産なし
④ 廃業・解散・転出等 (年 月 日)
⑤ 住所・名称等の変更あり

【事業開始年月】個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月を記入してください。

【個人番号又は法人番号】個人は12ケタ(個人番号)を、法人にあたっては10ケタの法人番号を右詰めで記入してください。

【事業種目】複数ある場合には、その主たるものを記入してください。

【償却資産の種類】短縮耐用年数の承認、増加償却の届出、非課税該当資産、課税標準の特例、特別償却又は圧縮記載、配務会計上の償却方法、青色申告、無償リース(株)・(借主の名称等)該当する方を〇で囲み、「有」の場合は借主(リース会社等)の名称等を記入してください。そして、別添の「借入資産調査」を記入し、申告書と一緒に提出してください。

【資産の所在地】住所と資産所在地が同一の場合も含めて住所と資産所在地を記入してください。書ききれない場合は備考欄あるいは別の用紙(様式自由)に記入してください。

【税理士等の氏名】税理士又は税理士法人が、税理代理をする場合には、その権限を有することを証する書面として「税務代理権限証書」を提出してください。

【備考】該当する項目がありましたら〇で囲んでください。
①添付書類がある場合はその名称
②前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に変更があった場合は、異動年月日、旧住所及び旧名称
③納税管理人を定めている場合は、納税管理人の住所、氏名
④その他、この申告に必要な事項

※電算処理方式により申告される方以外は記入しないでください。

第26号様式記載要領
「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))第2条第5項に規定する個人番号と、又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

16

記入例

減少した資産のある方の種類別明細書(減少産用)の記入方法(第26号様式別表2(赤))

○各項の(1 ~ 11)について記入してください。

令和 7 年度

種類別明細書(減少資産用)

所有者コード		所有者名		枚数															
1000001		1 荻崎 株式会社		2 1 枚のうち 1 枚															
資産の種類 番号	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要						
				年	月				1 売却	2 減失	3 移動	4 その他							
01	00303	オフセット印刷機	1	4	30	03	10	10	1	2	3	3	○	1	○	2	修正(取得年月の申告誤り) 取得年月(平成30年2月→3月)) 4台のうち1台(200,000円) を竜王店(甲斐市)へ移動		
02	00304	ルームエアコン	1	4	30	06	06	06	1	2	3	4	1	○	2	○	2	令和6年7月(株)山梨商事へ売却	
03	00305	カラーコピー機	1	4	04	10	05	05	○	2	3	4	1	○	2	○	2	令和6年11月 廃棄	
04	00306	応接セット	1	4	25	07	08	08	1	2	3	4	1	○	2	○	2		
05	4	5	6	7	8	9	10												
06																			
07																			
08																			
09																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
							小計												1,000,000

【取得年月】
3：昭和
4：平成
5：令和
(例)令和6年6
月の場合は
「50606」となり
ます。

【資産コード】
申告書に同封されている「償却
資産細目一覧表」の「資産番
号」を記入してください。

【資産の種類】
以下の数字で記入してください。
1：構築物(建物附属設備含む)
2：機械及び装置
3：船舶
4：航空機
5：車両及び運搬具
6：工具、器具及び備品

【小計】
ページごとの減少した取得価格の小計
を記入してください。

【数量】・【取得価格】
資産の一部が減少した場合は、
減少した分の数量・取得価格
を記入してください。

【減少の事由及び区分】・【摘要】
次のように記入してください。
○ 資産の全部が減少した場合
○ 減少の事由「欄」の該当する番号(1~4)を
○ で囲み、そして「減少の区分」の1(全部)
を○で囲んで、「摘要」欄に該当資産の売却先、
移動先等、具体的な減少内容を記入してくださ
い。
○ 資産の一部が減少した場合
「減少の事由」欄の該当する番号(1~4)を
○で囲み、そして「減少の区分」の2(一部)
を○で囲んで、「摘要」欄に該当資産の減少し
た取得価格等、具体的な減少内容を記入してく
ださい。
○ 資産の一部を修正する場合
「減少の事由」欄の4を○で囲み、そして
「減少の区分」欄の該当する番号(1~2)を○
で囲んで、「摘要」欄に「修正」と記入し、該
当資産の修正等が発生した事由を具体的に記
入してください。

耐用年数表(抜粋)

構築物 及び 建物付属設備						
広告用看板	金属製のもの	20年	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15年	
	その他のもの	10年		その他のもの	8年	
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7年	電気設備(照明設備を含む)	蓄電池電源設備	6年	
	その他の緑化施設及び庭園	20年		その他のもの(受変電設備等)	15年	
塀	コンクリートまたはコンクリートブロック造り	15年	給排水設備・衛生設備・ガス設備		15年	
	レンガ造り	塩素、クオールホルン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	7年	可動間仕切り	簡易なもの	3年
					その他のもの	15年
		その他のもの	25年	舗装道路及び舗装路面	レンガ敷、石敷、ブロック敷、コンクリート敷	15年
	石造り	35年	アスファルト敷、木レンガ敷		10年	
	土造り	20年	ビチューマルス敷		3年	
	金属造り	10年		店用簡易装備		3年
機 械 及 び 装 置						
別表 機械及び装置の耐用年数表 (P20～)						
船 舶						
モーターボート	4年	ボート・ヨット		5年		
車両及び運搬具						
フォークリフト	4年	移動無線車、放送宣伝車		5年		
乗合い自動車	5年					
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品						
測定工具及び検査器具	5年	インターホン及び放送用設備		6年		
治具及び取付工具	3年	時計		10年		
型(型枠含む) 鍛圧工具・打抜工具	プレスその他の金属加工金型	2年	度量衡器		5年	
	合成樹脂・ゴム成型金型	2年	試験または測定機器		5年	
	その他のもの	3年	切削工具		2年	

工 具 ・ 器 具 及 び 備 品				
カメラ・映画撮影機・映写機及び望遠鏡	5年	看板・サイン		3年
白金ノズル	13年	溶接製のボンベ		6年
その他の主として金属製の工具	8年	鍛造製のボンベ	塩素用のもの	8年
電話設備その他の通信機器	6年		デジタル構内交換設備及びデジタルボックステレホン設備	その他のもの
事務机、事務椅子及びキャビネット	15年	活字及び活字に常用される金属	購入活字	2年
	8年		その他のもの	自製活字及び常用される金属
応接セット	接客業用のもの	ドラム缶・コンテナ、その他の容器	大型コンテナ長さ6m以上	7年
	その他のもの		その他の金属製のもの	3年
陳列棚及び陳列ケース	冷凍機付または冷蔵機付のもの	金庫	その他のもの	2年
	その他のもの		その他のもの	5年
冷暖房用機器	6年	食事又は厨房用品	陶磁器製またはガラス製のもの	2年
ラジオ・テレビ・テープレコーダーその他の音響機器	5年		その他のもの	5年
レントゲンその他の電子装置を利用する機器	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	4年	カーテン・座布団・寝具等の繊維製品	3年
	その他のもの	6年	理容又は美容機器	5年
歯科診療用ユニット	7年		手術機器	5年
謄写機器及びタイプライター	孔版印刷または印書業用のもの	3年	調剤機器	6年
	その他のもの	5年	ファイバースコープ	6年
電子計算機(H13.4.1以後に開始する事業年度から適用)	パーソナルコンピュータ(サーバー用以外)	4年	パチンコ機	2年
	その他のもの	5年	漁具	3年
複写機・金銭登録機・タイムレコーダー等その他これらに類するもの	5年		葬儀用具	3年
レタイプライター及びファクシミリ	5年		楽器	5年
			自動販売機(手動のものを含む)	5年
			焼却炉	5年

別表 機械及び装置の耐用年数表

改正後の資産区分		改正後の耐用年数		
番号	設備の種類及び細目			
1	食料品製造業用設備	10		
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10		
3	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備	3	
		黒鉛化炉 その他の設備	7	
		その他の設備	7	
4	木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	8		
5	家具又は装備品製造業用設備	11		
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12		
7	印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4	
		製本業用設備	7	
		新聞業用設備	モノタイプ、写真又は通 信設備	3
		その他の設備	10	
		その他の設備	10	
8	化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素 化合物製造設備	5	
		塩化りん製造設備	4	
		活性炭製造設備	5	
		ゼラチン又はにかわ製造設備	5	
		半導体用フォトリソ製造設備	5	
		フラットパネル用カラーフィルター、偏光板 又は偏光板用フィルム製造設備	5	
		その他の設備	8	
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備	7		
10	プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	8		
11	ゴム製品製造業用設備	9		
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	9		
13	窯業又は土石製品製造業用設備	9		
14	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スク ラップ加工処理業用設備	5	
		純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、 鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備	9	
		その他の設備	14	
15	非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備	11	
		その他の設備	7	
16	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製 ネームプレート製造業用設備	6	
		その他の設備	10	
17	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装 置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造 業用設備（第20号及び第22号に掲げるものを除く。）	12		
18	生産用機械器具（物の生産の用に供 されるものをいう。）製造業用設備 （次号及び第21号に掲げるものを除 く。）	金属加工機械製造設備	9	
		その他の設備	12	
19	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのもの であつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第17 号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。）	7		
20	電子部品、デバイス又は電子回路製 造業用設備	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限 る。）製造設備	6	
		プリント配線基板製造設備	6	
		フラットパネルディスプレイ、半導体集積回 路又は半導体素子製造設備	5	
		その他の設備	8	
21	電気機械器具製造業用設備	7		
22	情報通信機械器具製造業用設備	8		
23	輸送用機械器具製造業用設備	9		
24	その他の製造業用設備	9		
25	農業用設備	7		
26	林業用設備	5		

改正後の資産区分			改正後の耐用年数	
番号	設備の種類及び細目			
27	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）		5	
28	水産養殖業用設備		5	
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス	坑井設備	
		鉱業用設備	掘さく設備	
			その他の設備	
			その他の設備	
30	総合工事業用設備		6	
31	電気業用設備	電気業用水力発電設備	22	
		その他の水力発電設備	20	
		汽力発電設備	15	
		内燃力又はガスタービン発電設備	15	
		送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	需要者用計器	15
			柱上変圧器	18
		その他の設備	22	
		鉄道又は軌道業用変電設備	15	
その他の設備	主として金属製のもの	17		
	その他のもの	8		
32	ガス業用設備	製造用設備	10	
		供給用設備	鋳鉄製導管	22
			鋳鉄製導管以外の導管	13
			需要者用計量器	13
			その他の設備	15
その他の設備	主として金属製のもの	17		
その他のもの	8			
33	熱供給業用設備		17	
34	水道業用設備		18	
35	通信業用設備		9	
36	放送業用設備		6	
37	映像、音声又は文字情報制作業用設備		8	
38	鉄道業用設備	自動改札装置	5	
		その他の設備	12	
39	道路貨物運送業用設備		12	
40	倉庫業用設備		12	
41	運輸に附帯するサービス業用設備		10	
42	飲食料品卸売業用設備		10	
43	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）	13	
		その他の設備	8	
44	飲食料品小売業用設備		9	
45	その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8	
		その他の設備	主として金属製のもの	
			その他のもの	
46	技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	計量証明業用設備	8	
		その他の設備	14	
47	宿泊業用設備		10	
48	飲食店業用設備		8	
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13	
50	その他の生活関連サービス業用設備		6	
51	娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備	11	
		遊園地用設備	7	
		ボウリング場用設備	13	
		その他の設備	主として金属製のもの	
その他のもの				
52	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備	5	
		その他の設備	主として金属製のもの	
			その他のもの	
53	自動車整備業用設備		15	
54	その他のサービス業用設備		12	
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備	10	
		その他の設備	主として金属製のもの	
			その他のもの	